

お知らせ

令和 7 年 5 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

契約監理課が行う検査の対象工事の見直しについて

このことについて、近年の工事価格の高騰や発注者及び受注者の負担軽減等を考慮し、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 契約監理課が行う検査の対象工事

【 現 行 】

1 件の請負金額が 500 万円以上 の工事

【見直し後】

1 件の請負金額が 1,000 万円以上 の工事

※建築物等の解体工事及び災害等緊急の必要により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の随意契約を行った工事については、金額に関わらず契約監理課検査の対象外です。

2 施行日

令和 7 年 5 月 1 日

※令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結した工事から適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前に契約締結した 1 件の請負金額が 500 万円以上の工事については従前どおり契約監理課が行う工事検査の対象となります。